

(2) 急増する輸入貨物への対応 < 2 >



2023年9月8日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

第22回WG資料【再掲】
(赤字部分追記)

区 分	概 要
1. 検討項目	急増する輸入貨物への対応
2. 変更要望	通販貨物等であることを申告情報から特定し、輸入貨物の類型を考慮したリスク管理に基づくメリハリのあ る審査・検査を実施する必要があることから、輸入申告項目に「通販貨物に該当するか否か」（ プラット フォーム を利用して販売した通販貨物の場合は「 プラットフォームの名称等 」を含む。）及び「国内 運送先 」 を必須項目として追加することとなった。
3. 次期仕様	「輸入申告事項登録（IDA）」業務、「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務、「輸入 マニフェスト通関申告（MIC）」業務及び「海上簡易輸入申告（ SDC ）」業務の入力項目に新規項 目を追加し、政令改正により新設された申告項目を入力可能とする。 ※上記の他、対象業務は、検討後、お知らせします。 ⇒次スライドを参照

変更概要①

申告項目追加による変更対象業務は以下のとおり

No.	業務コード	業務名
1	IDA	輸入申告事項登録
2	IDA01	輸入申告変更事項登録
3	IDB	輸入申告事項呼出し
4	IDD	輸入申告変更事項呼出し
5	IDC	輸入申告
6	IDE	輸入申告変更
7	MWA	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録
8	MWA01	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録
9	MWB	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項呼出し
10	MWD	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項呼出し
11	MWC	石油製品等移出（総保出）輸入申告

No.	業務コード	業務名
12	MWE	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更
13	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録
14	SWB	シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し
15	SWC	シングルウィンドウ輸入申告
16	MIC	輸入マニフェスト通関申告
17	MIE	輸入マニフェスト通関申告変更
18	MID	輸入マニフェスト通関申告呼出し
19	CCB	通関士審査内容呼出し
20	IID/IID0W	輸入申告等照会
21	SDC	海上簡易輸入申告【新規】
22	SDE	海上簡易輸入申告変更【新規】
23	SDB	海上簡易輸入申告呼出し【新規】

変更概要①（続き）

申告種別コード欄がある変更対象業務について、申告項目追加の内訳は以下のとおり

業務コード	申告種別コード	項目追加	業務コード	申告種別コード	項目追加
IDA	C:輸入申告（申告納税）	○	IDA01	T:特例申告	×
	F:輸入申告（賦課課税）	○		V:特例委託特例申告	×
	Y:輸入申告（少額関税無税）（航空のみ入力可）	○	SWA	C:輸入申告（申告納税）	○
	H:輸入（引取）申告	○		F:輸入申告（賦課課税）	○
	N:特例委託輸入（引取）申告	○		H:輸入（引取）申告	○
	J:輸入（引取・特例）申告	○		N:特例委託輸入（引取）申告	○
	P:特例委託輸入（引取・特例）申告	○		J:輸入（引取・特例）申告	○
	S:蔵入承認申請	×		P:特例委託輸入（引取・特例）申告	○
	M:移入承認申請	×		S:蔵入承認申請	×
	A:総保入承認申請	×		M:移入承認申請	×
	G:展示等申告	×		A:総保入承認申請	×
	K:蔵出輸入申告（申告納税）	○		G:展示等申告	×
	D:蔵出輸入申告（賦課課税）	○			
	U:移出輸入申告（申告納税）	○			
	L:移出輸入申告（賦課課税）	○			
	B:総保出輸入申告（申告納税）	○			
	E:総保出輸入申告（賦課課税）	○			
	R:蔵出輸入（引取・特例）申告	○			

変更概要②

対象業務に追加する項目は以下を想定している（「輸入申告事項登録（IDA）」業務の例）

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	繰返し数	入力内容	入力条件
①	運送場所識別	an	1	2	関税法施行令（以下、「施行令」という）59条1項5号柱書の条件に該当するか否かを入力する 《施行令 59条1項5号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称	・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められているものの、輸入者の住所と同じ場所であるため<u>該当しない場合…「C」を入力</u> ・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められていないため<u>該当しない場合…「N」を入力</u> ・貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められているため<u>該当する場合…「T」を入力</u> ⇒ 項番②～⑧の運送場所の所在地及び名称等を必須入力 <u>繰返し1の運送場所識別は必須入力。繰返し2の運送場所識別は運送場所が2か所以上の場合に入力</u> （運送場所が1か所のみで、繰返し1の運送場所識別に「C」、「N」又は「T」を入力した場合、繰返し2の運送場所識別はblankにする）

変更概要②（続き）

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	繰返し数	入力内容	入力条件
②	運送場所の所在地（郵便番号）	an	7	2	施行令 59条 1 項 5 号柱書の条件に該当する場合に、同号イに規定されている、貨物が運送される場所の所在地を入力する 《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ <u>その場所の所在地</u> ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称	項番①「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合、必須入力（項番⑥「運送場所の所在地 4 (ビル名ほか)」欄は所在地 3（町域名・番地）までに入力しきれない場合に入力） ※ 入力が必要な運送場所が 3 か所以上あり、当該欄に全て入力できない場合は、以下の運用を想定している（項番⑧「運送場所の名称等」欄も同様） 1 入力できない運送場所について、税関記事欄に入力する 2 税関記事欄にも入力しきれない場合は、運送場所を記載した書類を「申告添付登録（MSX）」業務で添付する なお、「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務及び「海上簡易輸入申告（SDC）」業務では、運送場所の所在地をまとめて入力できる欄（105桁）を設ける予定
③	運送場所の所在地 1（都道府県）	an	15	2		
④	運送場所の所在地 2（市区町村(行政区名)）	an	35	2		
⑤	運送場所の所在地 3（町域名・番地）	an	35	2		
⑥	運送場所の所在地 4（ビル名ほか）	an	70	2		

変更概要②（続き）

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	繰返し数	入力内容	入力条件
⑦	名称等識別	an	1	2	施行令 59条 1 項 5 号柱書の条件に該当する場合に、同号□に規定されている、貨物が運送される場所の名称等を入力する 《施行令 59条 1 項 5 号》 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（中略）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項 イ その場所の所在地 □ <u>その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称</u>	項番①「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合、以下のいずれかを必須入力 ・項番⑧「運送場所の名称等」欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合…「1」を入力 ・項番⑧「運送場所の名称等」欄に「貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合…「2」を入力
⑧	運送場所の名称等	an	70	2	イ その場所の所在地 □ <u>その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称</u>	項番①「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合、項番⑦「名称等識別」欄で選択した内容の<u>名称等を必須入力</u>

変更概要②（続き）

【欄部】

項番	項目名	属性	桁数	繰返し数	入力内容	入力条件
⑨	運送場所 確認	an	1	99	項番①～⑧の運送場所の所在地及び名称等は2か所入力が可能であるため、どちらの運送場所に該当するのか判別できるよう、識別番号を入力する また、入力すべき運送場所が3か所以上ある場合に、3か所目以降の運送場所について、税関記事欄に入力したのか、運送場所を記載した書類を「申告添付登録（MSX）」業務で添付したのか判別できるよう、識別番号を入力する	項番①「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合、以下を入力 ・繰返し1の運送場所に該当する場合…「1」を入力 ・繰返し2の運送場所に該当する場合…「2」を入力 ・税関記事欄に入力した運送場所に該当する場合…「3」を入力 ・上記1～3に該当する運送場所が複数ある場合…「4」を入力 ・MSX業務で添付した運送場所に該当する場合（一部の貨物で上記1～3に該当する運送場所が複数ある場合を含む）…「5」を入力（※） ※「5」が入力されていた場合、GY判定表示を行う予定（区分1（簡易審査扱い）となった場合に、輸入申告控及び輸入許可通知書の審査区分欄に「1Y」を表示）
					輸入者住所と同じ運送場所に該当する場合、又は輸入許可後の運送先が定められていない場合（「運送場所識別」欄の「C」と「N」に相当）は入力しない	ただし、繰返し2の「運送場所識別」欄を空白にした場合は、運送場所が1か所しかないことが判別可能であるため、<u>入力不要</u>とすることを予定している

変更概要②（続き）

入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）を用いた入力例（１）～運送先が繰返し１の運送場所のみの場合

【共通部】

運送場所（１）

①運送場所識別
⇒「T」を入力

T

XXXXXXX

XXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

②～⑥ 運送場所の所在地（郵便番号～所在地４）
⇒必須入力

名称等（１）

⑦名称等識別
⇒「１」又は「２」を必須入力

1

AAA WAREHOUSE

XXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX

⑧運送場所の名称等
⇒必須入力

運送場所（２）

①運送場所識別
⇒blank

名称等（２）

（注）上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

変更概要②（続き）

入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）を用いた入力例（１）～運送先が繰返し１の運送場所のみの場合

【欄部01】

運送場所確認 ☐

【欄部02】

運送場所確認 ☐

【欄部03】

運送場所確認 ☐

⋮

⑨運送場所確認
⇒blank
※繰返し1の運送場所識別に「T」を入力し、繰返し2の運送場所識別をblankにした場合、入力不要とすることを予定している

（注）上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

変更概要②（続き）

入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）を用いた入力例（2）～**入力が必要な運送場所が2か所ある場合**

【共通部】

①運送場所識別
⇒「T」を入力

②～⑥ 運送場所の所在地（郵便番号～所在地 4）
⇒必須入力

⑦名称等識別
⇒「1」又は「2」を必須入力

⑧運送場所の名称等
⇒必須入力

運送場所（1）

T

XXXXXXX

XXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

名称等（1）

1

AAA WAREHOUSE

運送場所（2）

T

XXXXXXX

XXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

名称等（2）

2

ABC CO., LTD

2 か所目の運送場所の所在地及び名称等を入力

（注）上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

変更概要②（続き）

入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）を用いた入力例（2）～入力が必要な運送場所が2か所ある場合

【欄部01】

運送場所確認 1

【欄部02】

運送場所確認 1

【欄部03】

運送場所確認 2

⋮

⑨運送場所確認
⇒「1」又は「2」を入力
※ 共通部に入力した運送場所が2か所あるので、
どちらの運送場所に紐づくのか判別できるように各
欄毎に入力する。

（注）上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

変更概要②（続き）

運送先条件の入力パターン例は下記の表の通り

No	運送先の数 (注)	運送場所	【共通部】 運送場所識別欄		【欄部】 運送場所確認欄				
			繰返し1	繰返し2	1欄目	2欄目	3欄目	4欄目	備考
1	1カ所	輸入者住所とは異なる場合	T	blank	blank	blank	blank	blank	
2		輸入者住所と同じ場合	C	blank	blank	blank	blank	blank	
3	2カ所	運送先全てが輸入者住所とは異なる場合	T	T	1	1	2	2	1・2欄目の貨物が繰返し1の運送場所、3・4欄目の貨物が繰返し2の運送場所に該当する場合
4		運送先の1つが輸入者住所と同じ場合	T	C	1	1	blank	blank	3・4欄目の貨物の運送先が輸入者住所と同じ場合
5	3カ所以上	運送先が3か所で、運送先全てが輸入者住所とは異なる場合（3か所目を税関記事欄に入力した場合）	T	T	1	1	2	3	4欄目の貨物が税関記事欄の運送場所に該当する場合
6		運送先が3か所で、運送先の1つが輸入者住所と同じ場合	T	T	1	1	2	blank	4欄目の貨物の運送先が輸入者住所と同じ場合

(注) 貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先が定められている場合（次スライドも同様）

変更概要②（続き）

運送先条件の入力パターン例（続き）

No	運送先 の数 (注)	運送場所	【共通部】 運送場所識別欄		【欄部】 運送場所確認欄				
			繰返し1	繰返し2	1欄目	2欄目	3欄目	4欄目	備考
7	3カ所以上	運送先が4か所で、運送先全てが輸入者住所とは異なる場合（3か所目を税関記事欄に入力、4か所目をMSX添付）	T	T	1	2	3	5	3欄目の貨物が税関記事欄、4欄目の貨物がMSX添付に該当する場合
8		・運送先が4か所で、運送先全てが輸入者住所とは異なる場合（3・4か所目を税関記事欄に入力） ・1つの欄の貨物に複数の運送先がある場合	T	T	1	1	3	4	4欄目の貨物について運送先が2か所あり、繰返し2と税関記事欄の運送場所に該当する場合
9		・運送先が5か所で、運送先全てが輸入者住所とは異なる場合（3・4か所目を税関記事欄に入力、5か所目をMSX添付） ・1つの欄の貨物に複数の運送先がある場合	T	T	1	1	3	5	4欄目の貨物について運送先が3か所あり、繰返し2、税関記事欄及びMSX添付の運送場所に該当する場合
10	定め無し	輸入許可後の運送先が定められていない場合	N	blank	blank	blank	blank	blank	

変更概要②（続き）

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	繰返し数	入力内容	入力条件
⑩	通販貨物等 識別	an	1	1	施行令 59条 1 項 6 号柱書の条件に該当するか否かを入力する 《施行令 59条 1 項 6 号》 <u>貨物が、通信販売（中略）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別</u> イ、ロ （略）	施行令59条 1 項6号柱書の条件に該当する<u>通販貨物</u>である場合…「<u>1</u>」を入力 ⇒ 項番⑪「プラットフォーム等コード」欄を必須入力（「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合は、⑫「プラットフォーム名等」欄も必須入力） 施行令59条 1 項6号柱書の条件に<u>該当しない貨物</u>の場合は、以下のいずれかを入力 ・FS利用貨物である場合…「<u>2</u>」を入力 ・その他の貨物である場合…「<u>3</u>」を入力 ※ FS利用貨物…フルフィルメントサービス（ECプラットフォーム事業者等が海外の販売者等に対して提供する国内での倉庫保管、配送等を代行するサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物

変更概要②（続き）

【共通部】

項番	項目名	属性	桁数	繰返し数	入力内容	入力条件
⑪	プラットフォーム等コード	an	6	1	施行令 59条 1 項 6 号柱書の条件に該当する場合に、同項 7 号に規定されている、通信販売において利用されたプラットフォームの名称等を入力する 《施行令 59条 1 項 7 号》 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（中略）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称	項番⑩「通販貨物等識別」欄に「 1 」を入力した場合、<u>必須入力</u>（予め示すコード表にて入力を想定） ⇒ あらかじめシステムに登録されていた名称等が入力補完される（当該欄にバスケットコードを入力した場合を除く） （項番⑩「通販貨物等識別」欄に「 2 」を入力した場合は任意入力可、「 3 」を入力した場合は入力不可）
⑫	プラットフォーム名等	an	70	1		項番⑩「通販貨物等識別」欄に「 1 」又は「 2 」を入力した場合で、項番⑪「プラットフォーム等コード」欄に<u>バスケットコード</u>を入力した場合、<u>必須入力</u>（バスケットコードの入力がない場合、<u>入力不可</u>） （項番⑩「通販貨物等識別」欄に「 3 」を入力した場合は入力不可）

変更概要②（続き）

入力画面イメージ（新規項目部分のみ抜粋）を用いた入力例（3）～通販貨物に該当する場合

(共通部)

通販貨物等識別	1	⑩通販貨物等識別 ⇒「1」を入力
プラットフォーム等コード	XXXXXX	⑪プラットフォーム等コード ⇒必須入力
プラットフォーム名等		⑫プラットフォーム名等 ⇒「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合、必須入力（バスケットコードの入力がない場合、入力不可）

（注）上記の入力画面イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

変更概要③

- 新規項目の内容は帳票にも出力されるため、各帳票のレイアウトが変更となる
- 「輸入許可通知-A」、「特例申告控-A」等の帳票（以下「レイアウトA」という）は、出力枚数を1枚に収める必要があるため、出力条件を追加する

現行におけるレイアウトAの出力条件

全欄の内国消費税が2科目以下
納期限延長ではない
B P 承認申請ではない
輸入申告等と併せて原産地証明書提出猶予申請、原産品申告書提出猶予申請を行っていない
たばこ特定販売業者登録番号が出力されない
石油石炭税特例納付扱い承認番号が出力されない
欠減控除対象品目の入力がない

追加となるレイアウトAの出力条件

B / L 番号の入力が繰返し2つ以下（海上のみ）
輸入承認証等識別の入力が繰返し6つ以下
包括評価申告受理番号の入力がない
以下の新規項目の入力が1か所以下 ・運送場所の所在地（郵便番号） ・運送場所の所在地1（都道府県） ・運送場所の所在地2（市区町村（行政区名）） ・運送場所の所在地3（町域名・番地） ・運送場所の所在地4（ビル名ほか） ・運送場所の名称等

※ 「輸入許可通知-B」、「特例申告控-B」等の帳票（レイアウトB）、「輸入許可通知-C」、「特例申告控-C」等の帳票（レイアウトC）も新規項目が出力されるようになるため、レイアウトが変更となる（出力条件の変更はない）

変更概要③（続き）

- 変更後のレイアウトAの出力イメージは以下の通り（赤枠内が、今回追加となる項目の出力位置）
- 運送場所の所在地及び名称等を2か所入力する場合は、レイアウト-B又はCで出力される

<AIR/IMP>		S*****「帳票タイトル」（輸入許可通知-A）*****E		yyyy/MM/dd HH:mm	1 / 2
代表税番 XXE X	申告種別 XXE X X [X]	区分 XXX E	あて先税関 XXXXXXXXXE	部門 XE	申告年月日 yyyy/MM/dd
		申告条件 [X]	申告予定年月日 yyyy/MM/dd		申告番号 XXX XXX XX1E
輸入者 住所	XXXXXXXXXX1XX-XXE XXXXXE	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE XXXXXXXXXX1XXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE			
電話	XXXXXXXXXX1E				
税関事務管理人	XXXXXXXXXX1XX-XXE	XXXX-XX-XXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE			
輸入取引者	XXXXXXXXXX1XX-XXE	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE			
仕出人 住所	XXXXXXXXXX-X1E XXXXXXE	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE - XE			
代理人	XXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXXE	通関士コード	XXE	検査立会者	XXE
AWB番号	XXX-XXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	蔵置税関	XXXXXXXXXXE - XE	貨物個数	12, 345, 678 個
MAWB番号	XXX-XXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	保税地域	XXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE	貨物重量	1, 234, 567, 890 XE
取卸港	XXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE	搬入予定	XXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE		
積出地	XXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE	最初蔵入年月日	yyyy/MM/dd		
積載機名	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE	貿易形態別符号	XXE		
入港年月日	yyyy/MM/dd	調査用符号	XXE		
運送場所 住所	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE XXXXXXXXXX1XXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE				
通販貨物等	X プラットフォーム XXXXE	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE			
貿易管理令 [X]	輸入承認証 [X]	仕入書番号	X - XXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE		
関税法70条関係許可承認	XE XE XE XE XE	仕入書(電子)	XXXXXXXXXXE		
輸入承認証番号等		仕入書価格	X - XXE - XXE - 123, 456, 789, 012, 345, 678		
1 XXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE	2 XXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE	運賃	X - XXE - 1, 234, 567, 890, 123, 456		
3 XXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE	4 XXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE	保険	X - XXE - 12, 345, 678, 901, 234 - XXXXXXXE		
5 XXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE	6 XXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXXXE	通関金額	XXE - 123, 456, 789, 012, 345, 678, 901		
		評価	X - XXXXXXXXX1XE XXXXXXXXX1XE XXXXXXXXX1XE		
		補正	XXE - XXE - 123, 456, 789, 012, 345, 678 - XXXXXXXXX1E		
		事前教示(評価) 1	XXXXXXE		
		B P R 合計	123, 456, 789, 012, 345, 678 - X 計算 [X]		
		原産地証明 [X]	戻税申告 [X]	内容点検結果 [X]	
税科目	税額合計	備考	始税額合計	112 345 678 001	活字コード VVC - MINIMINIMINIC

（注）上記の帳票イメージは今後の検討過程で変更となる可能性がある

関税法施行令 第五十九条(輸入申告の手続)

一 貨物を輸入しようとする者の住所又は居所及び氏名又は名称

五 貨物に係る運送契約において、輸入の許可（法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされた後に運送される場所が定められている場合（その場所が二以上ある場合には最後に運送される場所とし、第一号に規定する住所又は居所と異なる場合に限る。）には、次に掲げる事項

イ その場所の所在地

ロ その場所の名称又は当該運送契約によりその場所において貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称

六 貨物が、通信販売（商品を販売する者（以下この号及び次号において「販売者」という。）が、不特定かつ多数の者に当該商品に係る販売価格その他の条件（以下この号及び次号において「販売条件」という。）を電気通信回線を通じて提示して行う商品の販売であつて、次に掲げるいずれかの方法により行われるものをいう。同号において同じ。）により購入された後、当該貨物の販売者又はその委託を受けた仕出人により外国から日本国内に宛てて発送されたものに該当するか否かの別

イ 商品を購入する者（以下この号及び次号において「購入者」という。）が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該販売条件又は当該販売条件を変更した条件による売買契約の申込みの意思表示を販売者に対して行い、かつ、当該販売者が、その使用に係る電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

ロ 販売者が、不特定かつ多数の者に当該販売条件による売買契約の申込みの意思表示を電気通信回線を通じて行い、かつ、購入者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて当該意思表示に対する承諾の意思表示を行うことにより、商品が販売される方法

七 貨物が前号に規定するものに該当する場合には、その通信販売において利用されたプラットフォーム（電子計算機を用いた情報処理により構築され、事業者その他の者により単独で又は共同して提供される場であつて、当該場において、販売者が不特定かつ多数の者に商品に係る販売条件を提示し、かつ、購入者が販売者に対して売買契約の申込み又は承諾の意思表示を行うものをいう。）の名称若しくは名称に代わるものとして当該貨物の購入者の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称

＜2023年5月12日公布＞